

第5章

自殺対策の推進体制

第5章 自殺対策の推進体制

1 計画推進体制

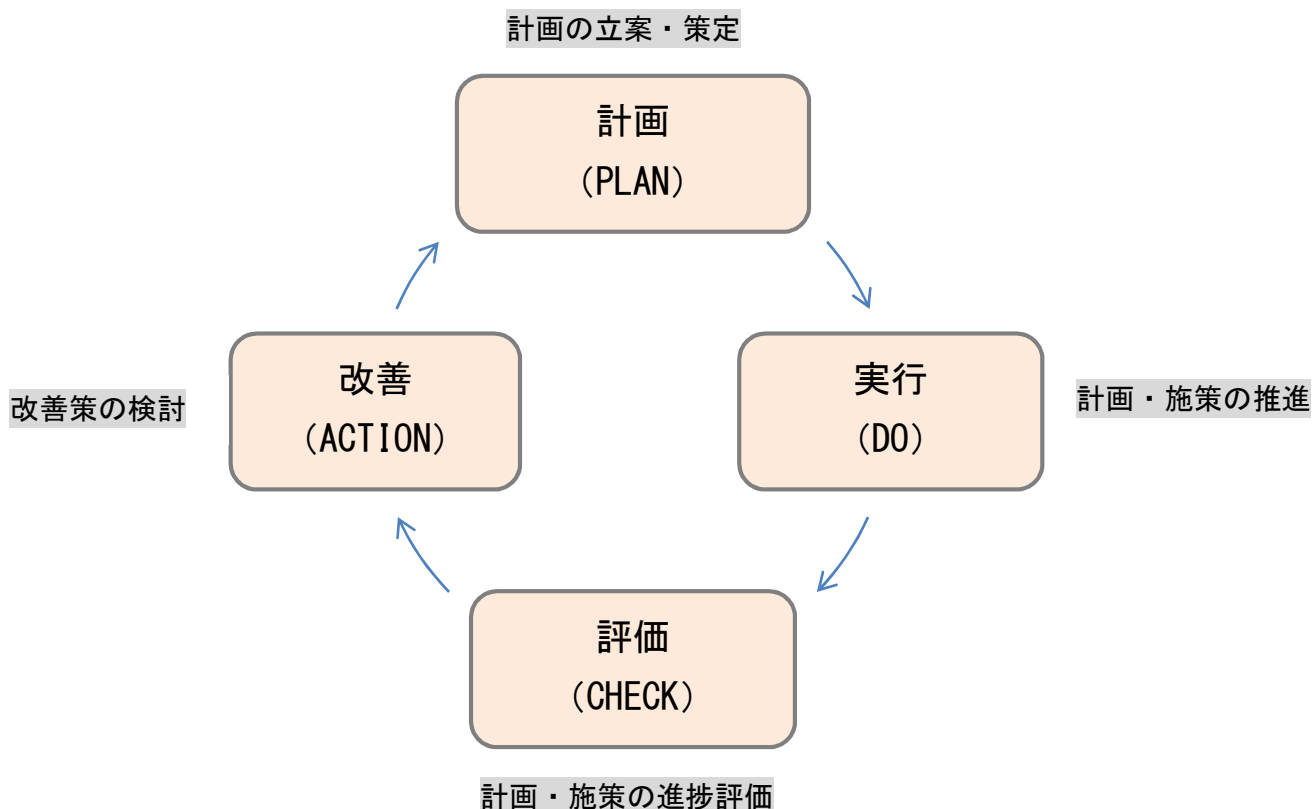
自殺対策は市民・地域・企業・民間団体・学校・行政・関係機関等がそれぞれの役割を果たし、相互に連携、協働して取り組むことが必要です。半田市では、行政及び様々な分野の関係機関などで構成する「半田市いのち支える自殺対策推進協議会」を設置し、連携強化を図るとともに、自殺対策を総合的かつ効果的に推進するための協議や推進体制を整えます。

また、計画推進上、国や愛知県との連携が必要な事項については、その内容に応じて、関係部局がその窓口となり、関係機関との調整の上、対応していきます。

2 計画の進行管理

計画期間中は、着実な推進を図るため、施策の実施状況や目標達成状況について、「半田市いのち支える自殺対策推進協議会」にて、PDCAサイクルにもとづき、把握・点検・評価していきます。また、その状況に応じて、施策や取組を適宜改善していきます。

PDCAサイクルのイメージ



3 目標値の設定

平成 28 年 4 月の自殺対策基本法の改正により、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す」ことが重要な課題であるとされ、国は自殺総合対策大綱に当面の目標として、自殺死亡率を先進国の水準まで減少させるとしました。

これらのことを踏まえ、本計画でも、当面の数値目標として「自殺死亡率の減少」を掲げます。ただし、数値目標だけにとらわれることなく、各施策が確実に実施されることを重視していくため、取組目標も定め、計画の着実な推進を図ります。

※目標年の表示については、新元号による応当年度の表示に読み替えるものとします。

(1) 数値目標

国が自殺総合対策大綱において、先進国の現在の水準まで減少させることを目指し、当面の目標として、「平成 38 年までに、自殺死亡率を平成 27 年と比べて 30%以上減少」としたことを踏まえ、本市も同様の目標とします。

◎自殺死亡率（人口 10 万人あたりの自殺者数を示す指標）

現状値

平成 27 年 15.2

→

当面の目標

平成 38 年までに 10.6 以下

(参考)

国の目標値 平成 27 年自殺死亡率 18.5 → 平成 38 年までに 13.0 以下

世界保健機関 (WHO) : 仏 15.1 (2013)、米 13.4 (2014)、独 12.6 (2014)
加 11.3 (2012)、英 7.5 (2013)、伊 7.2 (2012)

※資料：自殺対策白書<平成 30 年版> (厚生労働省作成) より

(2) 取組目標

取組目標の設定にあたっては、自殺対策を推進する行政機関を主とし、取組の過程や事業実施量の観点から検討し、目標値を設定しました。

基本施策に関する取組目標

◆地域におけるネットワークの強化に関する指標

項目 1-1 「半田市いのち支える自殺対策推進協議会」(第4章-1-(1)-①)

本市の自殺対策の推進に関して、様々な分野の関係機関、庁内関係部署等と協議します。また、本計画の進行管理として、把握・点検・評価をしていきます。

<指標>

半田市いのち支える自殺対策推進協議会の定期的開催



平成 31~35 年度 目標値
延べ 5 回以上実施

◆自殺対策を支える人材の育成に関する指標

項目 2-1 「ゲートキーパー養成講座」(第4章-1-(2)-②)

民生委員・児童委員、市職員及び市民向けにゲートキーパー養成講座を開催し、ゲートキーパーの役割を伝え、地域や周囲の人の自殺を示す危険なサインやこころの状態に早期に気づき、必要な支援機関につなぐとともに、それぞれの立場でできることから行動できる人材を養成します。

<指標>

民生委員・児童委員向けゲートキーパー養成講座の実施回数



平成 33 年度 目標値
平成 33 年度までに
各地区民生委員・児童委員協議会において 1 回実施

<指標>

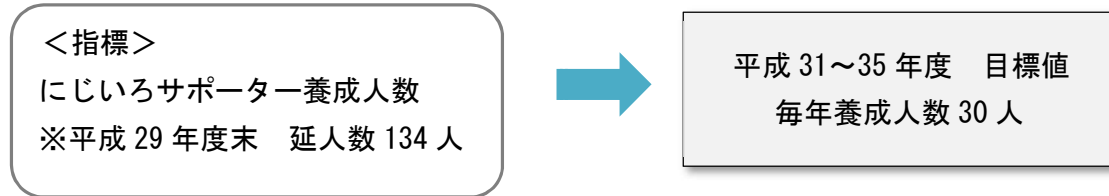
市職員向け・市民向けゲートキーパー養成講座の実施回数



平成 31~35 年度 目標値
毎年 3 回以上

項目 2-2 「にじいろサポーター養成」(第 4 章-1-(2)-③)

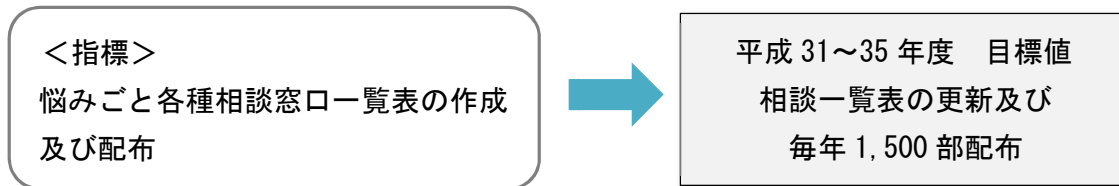
地域における相談体制の整備のため、地域と行政、社会福祉協議会等をつなぐ相談ボランティア（にじいろサポーター）を養成します。



◆市民一人ひとりの気づきと見守りの促進に関する指標

項目 3-1 「悩みごとと各種相談窓口一覧表の作成及び配布」(第 4 章-1-(3)-③)

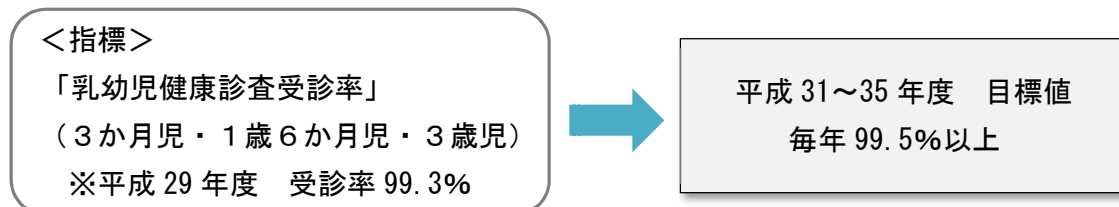
市民一人ひとりが、日々の暮らしの困りごとや悩みごとを相談できるように、関係する相談窓口の一覧表を作成して、市内公共機関、幼稚園、保育園、小中学校、庁内関係課等に配布します。また、ホームページでの情報提供も行います。



◆子ども達の生きる力を育てる支援に関する指標

項目 4-1 「乳幼児健康診査」(第 4 章-1-(4)-①)

子どもの健やかな育ちの推進として、医師、歯科医師、歯科衛生士、保健師、心理士、栄養士、看護師、保育士、健康サポーター等、様々な職種の職員が協力・連携して実施します。



項目 4 - 2 「小・中学生向け普及啓発」(第 4 章-1-(4)-②)

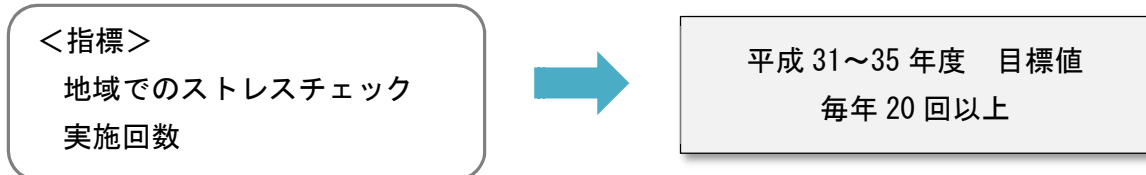
子ども（児童・生徒）へのSOSの出し方教育の推進の一環として、カードやリーフレットを配布し、SOSを出せる機関や相談先の情報提供を行うとともに、子ども達にとって、わかりやすく相談しやすい体制を整備し、相談体制の充実を図ります。また、教職員の働きかけにより、子ども達が自らSOSを出せる力を育てます。



◆生きることの促進要因への支援に関する指標

項目 5 - 1 「地域でのストレスチェック」(第 4 章-1-(5)-②)

地域での健康相談において、チェックシートやストレス度測定機器等を使用した「ストレスチェック」を実施し、ストレス状態を把握し、必要な支援につなげます。また、若年層（39歳以下）向けには、住民健康診断において、健康相談コーナーを設けて実施します。



※このストレスチェック実施回数には、若年層（39歳以下）向けに実施したストレスチェック実施回数も含まれます。

重点施策に関する取組目標

◆高齢期に関する自殺対策の推進に関する指標

項目 6-1 「介護予防・日常生活支援総合事業（地域介護予防活動支援事業）」

（第4章-2-(1)-④）

社会とのつながりを生み出すため、気軽に参加できる身近な高齢者の通いの場として、地域住民主体で運営される『げんきスポット』の拡充を図ります。

<指標>

げんきスポット数
（地域介護予防活動支援補助団体数）
※平成29年度末 88 団体



平成32年度 目標値
げんきスポット数 250 団体

項目 6-2 「認知症サポーター・認知症キッズサポーター養成」

（第4章-1-(2)-③・第4章-2-(1)-②）

認知症に対する正しい知識を啓発し、認知症の理解を深めるため、認知症サポーター養成講座を実施します。また、大人だけでなく、子どもを対象に認知症の理解を深めるため、認知症キッズサポーター養成講座も実施します。

<指標>

認知症サポーター養成延人数
※平成29年度末 7019 人
（認知症キッズサポーター含）



平成32年度 目標値
養成延人数 8,000 人

※6-1・6-2の指標は、高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画（平成30年度～32年度）に関連する指標です。計画が見直された場合は、その内容に準じます。

◆生活困窮に関する自殺対策の推進に関する指標

項目 7-1 「生活困窮者自立支援調整会議」（第4章-2-(2)-①）

生活困窮者が抱える多様で複合的な問題に対し、必要な情報提供や助言を行うほか、様々な支援を一体的かつ、計画的に行い、自立の促進を図るため、関係機関による協議と情報共有を行います。

<指標>

生活困窮者自立支援調整会議への
参加機関数
※平成29年度末 参加機関数 11 機関



平成35年度 目標値
参加機関数 14 機関